

保有個人データ利用目的通知請求書

年 月 日

一般財団法人 環境事業協会

個人情報保護管理者 様

(ふりがな)

氏 名

印

(〒 ー)

住 所

電話番号

私は、下記により貴協会が保有する私の個人データに係る利用目的の通知を請求します。

記

1. 利用目的通知を請求する個人データ(具体的に特定してください。)

2. 本人確認等

① 請求者 ☐ 本人 ☐ 代理人

② 請求者本人確認書類(コピー)

☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他()

③ 代理人が請求する場合、次の書類を提示又は提出してください

請求資格確認書類 ☐ ご本人の委任状及び印鑑証明書 ☐ その他()

代理人本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他()

■開示等受付窓口：〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目16番13号 堺筋ベストビル9階

一般財団法人 環境事業協会 環境推進部環境推進課 TEL:06-6121-6407

※開示対象個人情報とは、当協会が保有する個人情報のうち、特定の個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成した情報の集合物を構成する個人情報であって、当協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに應じる権限を有するものをいいます。ただし、以下a)～d)のいずれかに該当する場合は開示対象個人情報には該当しません。

- a) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- b) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

※開示等の求めにともない取得した個人情報は、開示等の求めの対応に必要な範囲でのみ取り扱うものとします。また、開示等の求めに際しご提出いただいた請求書は返却いたしかねます。

保有個人情報開示等請求書

年 月 日

一般財団法人 環境事業協会

個人情報保護管理者 様

(ふりがな)

氏 名

印

(〒 —)

住 所

電話番号

私は、下記により貴協会が保有する私の個人データに係る開示、内容の訂正、追加又は削除及び是正並びに第三者提供記録の開示(以下、「開示等」という)を請求します。

記

1. 開示等の種類(☐ 開示、☐ 内容の訂正、☐ 内容の追加、☐ 内容の削除、☐ 第三者提供記録の開示)

2. 開示等を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

3. 開示等を請求する理由(具体的に記入してください)

4 本人が求める開示方法

☐ 書面 ☐ 個人データを電子メールに添付して送信 ☐ CD-ROM等に記録し郵送

5. 本人確認等

① 請求者 ☐ 本人 ☐ 代理人

② 請求者本人確認書類(コピー)

☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他()

③ 代理人が請求する場合、次の書類を提示又は提出してください

請求資格確認書類 ☐ ご本人の委任状及び印鑑証明証 ☐ その他()

代理人本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他()

■開示等受付窓口：〒542-0081 大阪府中央区南船場1丁目16番13号 堺筋ベストビル9階

一般財団法人 環境事業協会 環境推進部環境推進課 TEL:06-6121-6407

※開示対象個人情報とは、当協会が保有する個人情報のうち、特定の個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成した情報の集合物を構成する個人情報であって、当協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに応じる権限を有するものをいいます。ただし、以下a)～d)のいずれかに該当する場合は開示対象個人情報には該当しません。

- a) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- b) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

※開示等の求めにともない取得した個人情報は、開示等の求めの対応に必要な範囲でのみ取り扱うものとします。また、開示等の求めに際しご提出いただいた請求書は返却いたしかねます。

保有個人データ利用停止等請求書

年 月 日

一般財団法人 環境事業協会

個人情報保護管理者 様

(ふりがな)

氏 名

印

(〒 —)

住 所

電話番号

私は、下記により貴協会が保有する私の個人データに係る利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下、「利用停止等」という)を請求します。

記

1. 利用停止等の種類(☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第三者への提供の停止)

2. 利用停止等を請求する保有個人データ(具体的に特定してください。)

3. 利用停止等を請求する理由(具体的に記入してください)

4. 本人確認等

① 請求者 ☐ 本人 ☐ 代理人

② 請求者本人確認書類(コピー)

☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他()

③ 代理人が請求する場合、次の書類を提示又は提出してください

請求資格確認書類 ☐ ご本人の委任状及び印鑑証明証 ☐ その他()代理人本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他()

■開示等受付窓口：〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目16番13号 堺筋ベストビル9階

一般財団法人 環境事業協会 環境推進部環境推進課 TEL:06-6121-6407

※開示対象個人情報とは、当協会が保有する個人情報のうち、特定の個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成した情報の集合物を構成する個人情報であって、当協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに応じる権限を有するものをいいます。ただし、以下a)～d)のいずれかに該当する場合は開示対象個人情報には該当しません。

- a) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- b) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

※開示等の求めにともない取得した個人情報は、開示等の求めの対応に必要な範囲でのみ取り扱うものとします。また、開示等の求めに際しご提出いただいた請求書は返却いたしかねます。

保有個人データ 是正申出書

年 月 日

一般財団法人 環境事業協会
個人情報保護管理者 様

(ふりがな)

氏 名

印

(〒 —)

住 所

電話番号

私は、下記により貴協会が保有する私の個人データに係る是正を申し出ます。

記

1. 是正の申し出をする保有個人データ(具体的に記入してください)
2. 是正が必要と思料される理由(根拠規定及び当該規程のどの部分に違反して個人データが扱われているか等を具体的に記載してください。)
3. 本人確認等
 - ① 請求者 ☐ 本 人 ☐ 代理人
 - ② 請求者本人確認書類(コピー)
☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他()
 - ③ 代理人が請求する場合、次の書類を提示又は提出してください
請求資格確認書類 ☐ ご本人の委任状及び印鑑証明証 ☐ その他()
代理人本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他()

■開示等受付窓口：〒542-0081 大阪府中央区南船場1丁目16番13号 堺筋ベストビル9階
一般財団法人 環境事業協会 環境推進部環境推進課 TEL:06-6121-6407

※開示対象個人情報とは、当協会が保有する個人情報のうち、特定の個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成した情報の集合物を構成する個人情報であって、当協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに応じる権限を有するものをいいます。ただし、以下a)～d)のいずれかに該当する場合は開示対象個人情報には該当しません。

- a) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- b) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

※開示等の求めにともない取得した個人情報は、開示等の求めの対応に必要な範囲でのみ取り扱うものとします。また、開示等の求めに際しご提出いただいた請求書は返却いたしかねます。